

所得税、市民税・都民税など 申告書の受け付けが始まります

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、土曜・日曜日を除く2月16日(火)～3月15日(火)です。
所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車の来場はご遠慮ください。

所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-1855、東村山市本町1ノ20ノ22
☎042-394-6811

2月21日(日)・28日(日) 書作成のアドバイス、申告書に限り、午前9時～午後5時の受け付けを行います。
に、東村山税務署で確定申告。なお、この2日間は電話での

市民税・都民税の申告

申告と相談は市役所課税課市民税係
(市役所2階)へ
☎470-7777(内線2333～2337)

2月19日(金)・26日(金) 税では、少額でも申告をするに夜間申告相談窓口を行います。時間は、午後5時～8時です。また、2月28日(日)に限り、休日申告相談窓口を行います。

申告が必要な方

- (1) 28年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
- (2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
 - ①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
 - ②給与を2カ所以上から受けている方
 - ③給与のほかに地代や家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(市民税・都民

相談、国税の領収、納税証明書の発行は行いません。
確定申告書は税務署に郵送で提出できます

申告書の「控え」が必要な方は、「控え」に住所氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。
国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます

国税庁ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、印刷してそのまま税務署に提出することができます。詳しくは同庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。

のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居者の税法上の扶養になつていない場合は除く)。
※申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料となります。

申告の必要がない方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- (2) 給与所得者で給与以外所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
- (3) 給与所得者の妻などで、同居者の税法上の扶養になつていない方

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除

夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。
※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。
【日時】夜間納税相談窓口 2月25日(木) 午後8時～27日(土) 午後8時～
▼休日納税相談窓口 2月27日(土)・28日(日)のいずれも午前9時～午後4時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)
【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します
【注意】納税証明書の発行はできません
詳しくは納税課☎470-7730へ。

国民健康保険 滞納世帯特別措置について

国民健康保険税を滞納する、次の特別措置が適用される場合があります。
事情があつて納付が困難なときは、必ず保険年金課(市役所1階)または納税課(同)に相談してください。

2階)へご相談ください。
【特別措置の内容】次の通り
①現在使用している被保険者証を返還していただき、短期被保険者証とは、有効期限が短い被保険者証のことです)

②前記①をもつても改善されないときは、資格証明書の交付や保険給付の一部または全部の差し止め、さらに保険給付の額が滞納保険税に充てられる場合があります
③簡易な申告の方 給与や公的年金のみの収入の方(営業、不動産、土地などの譲渡などによる収入があつた方は提出のみ受け付けます)
なお、確定申告書作成のご相談の際は、確定申告書の住所・氏名など分かるところは記載し、医療費控除を申告する場合は、あらかじめ医療費の合計額の計算をしてきてください。

お願い

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付申告をする方は、東村山税務署で所得税の申告をしてください。

市税などの納付にご協力ください

2月29日(月)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニでお納めください。詳しくは納税課☎470-7729へ。

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月16日(火)～3月15日(火)	午前8時半～11時、午後1時～5時
【夜間相談窓口】市役所2階 課税課	2月19日(金)・26日(金)	午後5時～8時
【休日申告相談窓口】市役所2階 課税課	2月28日(日)	午前9時～11時、午後1時～4時

※夜間・休日相談窓口では、電話相談、証明書などの発行は行いません。

ライジングサン

市長 並木克巳



年暮れにはJOCジュニアオリンピック全国ハンドボール大会東京選抜チームに市内中学生6人が選ばれ、全国大会優勝を果たすという明るい話題もありました。一方、田無警察署管内における特殊詐欺被害(オレオレ詐欺など)の認知件数が3年連続で都内ワーストワンという、不名誉なニュースもあります。多くの市民の方が被害に遭われた許し難い記録です。市内だけの認知件数と被害を見ますと、25年(43件、約9400万円)、26年(34件、約1億8000万円)、27年(24件、約8700万円)と推移しています。



オレオレ詐欺防止キャンペーンのチラシを配布

特殊詐欺被害の撲滅へ

皆さんこんにちは。2月になり新年度へ向けての準備が忙しい時期となっております。皆さんはいかがお過ごしでしょうか。今回のコラムは「特殊詐欺被害(オレオレ詐欺など)撲滅」に向けてお届けします。市内には湧水やスポーツ、文化など全国に誇れるさまざまな魅力があります。昨年、市内では防犯施策として、毎月1回、駅前防犯協会の田無警察署と共にオレオレ詐欺を防止するためのキャンペーンを行っているほか、オレオレ詐欺の手口を市民に理解していただくよう、寸劇や腹話術による「防犯講演会」を実施しています。田無警察署では金融機関に協力を呼び掛け、昨年は37件、約9100万円の被害を水際で防止したとのことです。

その電話は本当にご家族の方からですか? 日ごろからご家族と連絡を取り合うことも予防になると言われています。そして何より、不審なことがあつたら警察などに相談してください。相談窓口は警視庁田無警察署☎467-0110です。

国民健康保険

27年8月分の診療費を

お知らせします

高齢化、医療技術の高度化などにより、医療費は年々増加しています。医療費について関心をお持ちいただき、医療費を大切に使うためにも日ごろから、健康管理を心掛けてみましょう。

27年8月分の診療費

◎一般被保険者II診療件数 2万4975件▼診療費 6億3万7727円(前年度比103.8%)▼1件当たりの金額 2万4026円
◎退職被保険者II診療件数 8811件▼診療費 2559万4940円(前年度比77.2%)▼1件当たりの金額 2万9052円

※出典は「国民健康保険毎月事業状況報告(11月報)」
詳しくは保険年金課☎470-7733へ。